

松伏町次期情報系サーバ構築保守業務委託
企画提案実施要領

令和 8 年 9 月

松伏町 行財政課

1 趣旨

(1) 松伏町の現状と課題と本委託業務の目的

松伏町の現行情報系サーバは、令和3年に導入したものであり、老朽化による更新時期を迎えることから、次期システムへの移行を行うものである。

現行サーバの運用に当たっては、以下の3点の課題が生じている。

まず、セキュリティ面については、近年自治体を標的としたサイバー攻撃の件数が増加し、その攻撃方法も高度化・複雑化している中で、専任のセキュリティ担当者を置くことが難しい本町の規模においては、オンプレミス環境を自ら維持管理しながら、最新の脅威に対応し続けることが困難になりつつある。

次に、運用面については、今後の人口減少に伴う採用環境の変化を踏まえると、限られた人員で高度な情報システムを安定的に維持・管理していくためには、負荷の軽減が不可欠である。

さらに、近年頻発する自然災害に対し、十分な業務継続性を確保することも必要である。

これらを踏まえ、次期情報系システムへの移行に当たっては、情報セキュリティの強化、運用負荷の軽減及びBCP対策といった抜本的な見直しを一体的に実現することを目的とし、クラウド基盤への移行を前提として、本業務を委託するものである。

(2) 松伏町次期情報系サーバ構築保守業務委託に求めるもの

- ア サイバー攻撃及び不正アクセスを防ぐ高度なセキュリティ機能
- イ 組織及び業務の変化に迅速かつ柔軟に対応するスケーラビリティ
- ウ 職員の業務効率化及び運用負荷の軽減に資する環境の提供
- エ 災害、停電及びシステム障害時においても行政サービスを継続できる高いBCP対応力と可用性
- オ 初期導入コスト及び運用コストの低廉化並びに費用対効果の最大化

2 業務概要

(1) 業務名

松伏町次期情報系サーバ構築保守業務委託

(2) 履行期間（予定）

契約締結日から令和14年9月30日まで

構築・移行期間：契約締結日から令和9年9月30日まで

本稼働開始日：令和9年10月1日

保守運用期間：令和9年10月1日から令和14年9月30日まで

(3) 業務の仕様及び範囲

別添「松伏町次期情報系サーバ構築保守業務委託仕様書(別紙1機能要件書及び別紙2クラウドサービス要件書を含む)」のとおり。

本業務は、構築、調達(機器、ソフトウェア、ライセンス)及び本稼働後5年間の保守運用の委託である。

移行先となるクラウドサービスについては、優先交渉権者の企画提案に基づき、本町とクラウドサービス提供事業者とで別途直接契約を締結する。

(4) 業務に係る上限額

ア 初期構築費

82,117,039円以内(消費税及び地方消費税の額を含む)

サーバ構築費のほか、庁舎無線LAN機器の更新・設定作業も含む。

イ 保守運用費(令和9年10月1日から令和14年9月30日)

28,116,000円以内(消費税及び地方消費税の額を含む)

保守費、サポート費及びソフトウェア使用料等、システム運用に係る全ての費用を含む。

(5) 支払方法

本業務の支払方法に関しては、原則、本稼働開始日(令和9年10月1日)以後に初期構築費用を一括で支払うものとする。ただし、保守運用費用は、5年間(60か月)で平準化して支払うものとする。

なお、他の方法で支払いを希望する場合は、本町と選定された契約候補者で協議のうえ、決定するものとする。

3 事務局

松伏町 行財政課 文書情報担当 中島・小野・浪江

〒343-0192 埼玉県北葛飾郡松伏町大字松伏2424番地

電話：048-991-1872

E-mail：gyozai210@town.matsubushi.lg.jp

4 企画提案概要

(1) 選定スケジュール

項目	日時又は期間
ア 資料の配付	令和８年９月２８日（月） 町ホームページに掲載
イ 質問書受付期限	令和８年１０月５日（月）１７時まで
ウ 回答書の公表	令和８年１０月９日（金）１７時までに 町ホームページに掲載
エ 企画提案書の提出	令和８年１０月３０日（金）１７時まで
オ 最終審査決定通知	令和８年１１月上旬予定
カ 契約締結	令和８年１１月中旬予定

ア 資料の配付

（ア）配付方法

町ホームページにて公表する。

<https://www.town.matsubushi.lg.jp/0000003075.html>

（イ）配付資料

- ・ 松伏町次期情報系サーバ構築保守業務委託企画提案実施要領（本書）
- ・ 松伏町次期情報系サーバ構築保守業務委託仕様書
- ・ 別紙１機能要件書
- ・ 別紙２クラウドサービス要件書
- ・ 松伏町次期情報系サーバ構築保守業務委託企画提案書作成要領
- ・ 松伏町次期情報系サーバ構築保守業務委託評価基準書
- ・ 会社概要（様式１）
- ・ 導入実績（様式２）
- ・ 「松伏町次期情報系サーバ構築保守業務委託」に係る企画提案依頼に関する質問書（様式３）
- ・ 「松伏町次期情報系サーバ構築保守業務委託」に係る企画提案依頼に関する回答書（様式４）
- ・ 「松伏町次期情報系サーバ構築保守業務委託」に係る提案誓約書（様式５）
- ・ 委任状（様式６）
- ・ 参加辞退書（様式７）
- ・ 費用見積書（様式８）

(ウ) 配付期間：令和８年１０月３０日（金）１７時まで

イ 質疑応答

本企画提案に関することで質問がある場合には、以下により質問書を提出すること。

なお、提出期限までに到着しなかった質問及び口頭による質問には、いかなる場合であっても回答しない。

(ア) 提出期限：令和８年１０月５日（月）１７時まで

(イ) 提出先：本実施要領「３ 事務局」あて

(ウ) 提出方法

E-mailにより「松伏町次期情報系サーバ構築保守業務委託」に係る企画提案依頼に関する質問書（様式３）を本町に提出し、メールの件名は以下のとおりとすること。

メール件名：【会社名】松伏町次期情報系サーバ構築保守業務委託（質問書）

なお、送信確認として電話連絡すること。

(エ) 質問書の回答

提出された質問書については、質問者名を公表しない形で、「松伏町次期情報系サーバ構築保守業務委託」に係る質問回答書（様式４）により町ホームページにて公表する。

(オ) 回答期限：令和８年１０月９日（金）１７時まで

ウ 企画提案書の提出

提出期限：令和８年１０月３０日（金）１７時まで

提出書類の詳細については、本実施要領「４（３）書類の提出方法等」を参照のこと。

また、提案書類の提出をもって、本企画提案への参加表明を兼ねるものとする。

エ 最終審査決定通知

令和８年１１月上旬予定

(２) 参加資格要件

本企画提案に参加できる者は、以下の全ての条件を満たすものとする。

なお、契約締結までに参加資格を有しなくなった場合は、その時点で参加資格を失うものとする。

ア 松伏町における令和７・８年度 業務委託・物品等入札参加資格者名簿に登録があること。

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のいずれかに該当していないこと。

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続きの開始の申し立てがなされている者でないこと。

エ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続きの開始の申し立てがなされている者でないこと。

オ 契約締結までの間に、松伏町建設工事等及び物品の買入れ等の契約に係る指名停止等の措置要綱に基づく入札参加停止措置を受けていないこと。

カ 租税を完納していること。

キ プライバシーマーク又はISMS認証などを取得していること。

ク 自己又は自社の役員等が、次の各号のいずれかに該当する者でないこと及び次の（イ）から（キ）までに掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。

（ア）暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

（イ）暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

（ウ）暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

（エ）自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

（オ）暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

（カ）暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

（キ）暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用して

（3）書類の提出方法等

ア 提出期限：令和8年10月30日（金）17時まで

イ 提出場所：松伏町役場 行財政課

ウ 提出物と部数

様式	提出物	部数（紙）
----	-----	-------

任意	企画提案書	正本 1 部 副本 4 部
様式 1	会社概要（資格保有状況・各種認証に係る証明書の写しを含む）	正本 1 部 副本 4 部
様式 2	導入実績	正本 1 部 副本 4 部
様式 5	「松伏町次期情報系サーバ構築保守業務委託」に係る提案誓約書	正本 1 部
様式 6	委任状	正本 1 部
様式 8	費用見積書	正本 1 部 副本 4 部

エ 提出方法

上記部数を持参又は郵送するとともに、電子データについても本実施要領「3 事務局」あてに送付すること。

また、郵送の場合は、配達された日時が分かる手段をとることとし、提出期限までの必着とする。

オ 提出書類に関する質問

提出された書類の内容について、本町より問合せを行う場合がある。問合せを受けた場合には、速やかに回答すること。

カ 虚偽の記載があった場合は失格とする。

（4）書類に関する注意事項

提出期限を過ぎた企画提案書は受け付けない。

5 選定について

「松伏町次期情報系サーバ構築保守業務委託」の受託事業者選定に当たっては、提案された企画を公平かつ客観的に評価し、最も優れた提案を行った者を優先交渉事業者として選定する。

（1）評価について

提案の評価については、別添「松伏町次期情報系サーバ構築保守業務委託評価基準書」に基づき、提出された企画提案書等の審査を行い、その提案内容の詳細を確認し、最も優れた提案を行った事業者から順に優先交渉の相手方としての順位付けを行う。プレゼンテーション及びヒアリングは実施しない。

なお、参加事業者が 1 社のみであっても本企画提案は成立することとし、審査を行う。優先交渉権者は、評価点の合計が 60 点以上とする。

（2）契約等について

本町にて最終的に選定された優先交渉事業者においては、全ての提

案内容とシステム機能の確認を行い、本町の承認を得ることとする。
このとき、企画提案書等に虚偽の記載が判明した場合には、契約の締結は行わず、次点提案事業者と機能の再確認を行うこととする。

契約金額は、優先交渉事業者から提出された費用見積書の額を超えないこととする。

契約締結に向けた協議において誠実に対応すること。正当な理由なく協議を中断した場合には、損害賠償請求を行う場合がある。

なお、その場合は次点の事業者を優先交渉事業者として、契約に向けた手続きを行う。

(3) その他

優先交渉事業者は、契約締結後速やかに受託事業を実施すること。

6 選定結果の通知について

選定結果については、優先交渉事業者が決定次第書面で通知するほか、町ホームページで公表する。

7 提案に当たっての留意事項

(1) 提案及び見積等を代理人に権限を委任する場合には、**委任状（様式6）**を提出すること。

(2) 提案書類提出後、辞退を希望する場合は、速やかに**参加辞退書（様式7）**を提出すること。

(3) 提出済みの内容を変更する場合は、事前に町に届け出るものとする。
その場合には、従前の内容と同等以上と認められる場合に限り、変更を認める。ただし、**費用見積書（様式8）**の変更、差し替え又は再提出は認められない。

(4) 提出書類については、原則、外部へ公表はしない。ただし、本町が必要と認める用途については、全部又は一部を無償で利用できるものとする。

(5) 提出物の作成及び提出等の一切の経費は、企画提案者の負担とする。
また、提出書類は返却しない。

(6) 審査等に対して、異議申し立てはできないこととし、選考方法、選考内容等についての問い合わせにも、原則として応じないこととする。

(7) 企画提案書に記載した本業務に携わる従事者等は、病休、死亡及び退職等の特別な場合を除き、変更できないものとする。

(8) 次のいずれかに該当する場合は、無効とする。

ア 実施要領等にした参加に必要な資格を有していない者が、行った提案

- イ 参加者の記名及び押印を欠く場合
- ウ 提案書類に虚偽の記載を行った場合
- エ 2通以上の提案を行った場合
- オ 選考開始から受託事業者と契約を締結するまでに、松伏町職員及び公職にある者と不当な接触を行った場合
- カ **費用見積書（様式8）**に記載の金額が「2（4）業務にかかる上限額」の初期構築費と保守運用費のいずれか、又は合計額を超える場合